

メンタルヘルス対策委託契約に係る公示

次のとおり企画競争契約について公示します。

平成27年4月20日

支出負担行為担当官

奈良労働局 総務部長 小泉明久

1 企画競争に付する事項

(1) 件 名 奈良労働局メンタルヘルス対策委託事業

(2) 実施主体 奈良労働局総務部総務課

(3) 事業概要

委託を受けた民間事業者等が、労働局職員等のメンタルヘルス不調者の縮減に向けた対策について、専門知識を活用した助言や指導を行なう。

○実施期間 平成27年6月1日～平成28年3月31日

(4) 仕 様

平成27年度 奈良労働局メンタルヘルス対策委託事業仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

ア 企画書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く））の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。

イ 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時等において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。

ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

エ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること（特例措置によるものも含む。）。

オ 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

3 契約候補者の選定方法

「奈良労働局メンタルヘルス対策委託事業実施要綱」及び「平成27年度奈良労働局メンタルヘルス対策委託事業仕様書」に基づき、提出された企画書等について評価を行うとともに、実施内容にかかる経費の見積価格の評価も行ない総合的な判断により契約候補者として1者を選定する。

4 実施要綱及び仕様書等を交付する日時及び場所

- (1) 日時 平成27年4月20日(月)～5月11日(月) 10:00～12:00、13:00～17:00
- (2) 場所 奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎 2階
厚生労働省奈良労働局総務部総務課 担当：萱森
TEL：0742-32-0201 FAX：0742-32-0211

5 実施要綱及び仕様書等に対する質問の受付及び回答期間

質問は、下記によりFAX(A4、様式自由)にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成27年5月8日(金)までの10:00～17:00
- (3) 回答
速やかに企画競争参加者に対してFAXにて行う。

6 計画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成27年5月11日(月) 17時
- (2) 提出先 4(2)に同じ
- (3) 提出方法 直接提出(持参)とする。

7 計画書等の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者、その他の参加の条件に違反した者の計画書等は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) その他 詳細は、「奈良労働局メンタルヘルス対策委託事業実施要領」及び「同委託事業仕様書」による。

【本件担当、連絡先】

住所：〒630-8570
担当：奈良労働局総務部総務課 担当 萱森
電話：0742-32-0201(代) (内線311)
FAX：0742-32-0211